別記様式第１５号（第９条関係）

令和８年１０月８日

審 査 結 果 報 告 書

福知山市議会議長　様

福知山市議会議員政治倫理審査会
委員長　　髙　橋　正　樹

令和７年１１月２６日付けで提出された福知山市議会議員政治倫理条例第８条第１項の規定に基づく審査請求福議第６４９号について、福知山市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査の結果を通知します。

記

対 象 議 員 名	片山　正紀
審査請求の内容	令和７年度福知山市議会議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケートにおいては、全議員協議会で全議員の合意の下、回答者を特定しようとする一切の行為を禁ずる旨を確認していたが、遵守されなかった。 議員による回答者探索の行為は、ハラスメント的、嫌がらせ又は不当な圧力的行為等に該当するとともに、議員としての誠実性及び議会全体に対する市民の信頼を損なう行為と評価され得る。 よって、当該行為は、福知山市議会議員政治倫理条例に違反する疑いがある。
審 査 の 結 果	福知山市議会議員政治倫理条例第５条に掲げる政治倫理基準第８号及び第１０号に違反するものと判断する。 また、同条例第１４条の規定に基づく措置は、同条第１号の「文書による厳重注意」が妥当とする意見を付す。 （詳細は別紙のとおり）
審 査 会 の 意 見	（別紙のとおり）

（別紙）

審査の結果

１　審査会の設置

令和７年１１月２６日付けで福知山市議会議員政治倫理条例第８条第１項の規定に基づき、審査請求代表者から議長に審査請求書が提出された。

この提出を受け、議長は、同条例第１０条第１項及び第３項の規定に基づき、令和７年１１月２８日付けで福知山市議会議員政治倫理審査会を設置し、次の９名を審査会委員に指名し審査を付託した。

指名議員：大谷洋介議員、吉見純男議員、髙橋正樹議員、森下賢司議員、
塩見　聡議員、田渕裕二議員、井上雄一議員、田中法男議員、
小原彰紀議員

また、互選により委員長に髙橋正樹議員、副委員長に田中法男議員を選任した。

２　審査の経過

審査の経過及び内容は次のとおりである。

第１回審査会　令和７年１１月２８日（金）

・審査会の設置、委員の指名、正副委員長の選任、審査の付託後、今後の進め方及び今後の審査日程について協議を行った。

第２回審査会　令和７年１２月８日（月）

・審査請求に係る関係者（執行部）に対し事情聴取を行った。

第３回審査会　令和７年１２月１７日（水）

・審査請求に係る審査対象議員に対し事情聴取を行った。また、審査対象議員から弁明請求書の提出があったため、弁明の機会を付与した。

第４回審査会　令和８年１月６日（火）

・審査請求代表者及び関係者（議長及び副議長）から経緯説明後、事情聴取を行った。

また、有識者（大学教授・弁護士）を招致して意見聴取を行うことを決定した。

第５回審査会　令和８年３月２５日（水）

・有識者を招致する日程を決定し、事前質問の方法等について確認した。

第６回審査会　令和８年４月１７日（金）
・有識者（大学教授）を招致し、有識者から事前質問への回答を得た。また、回答に対して質疑を行った。

第７回審査会　令和８年４月３０日（木）
・有識者（弁護士）を招致し、有識者から事前質問への回答を得た。また、回答に対して質疑を行った。

第８回審査会　令和８年５月１２日（火）
・有識者からの回答及び質疑応答のまとめの確認を行った。

第９回審査会　令和８年５月２５日（月）
・議員公開用資料について協議を行い、全議員に対し、これまでの審査会の経過を公開することを決定した。

第 10 回審査会　令和８年６月２５日（木）
・審査対象議員から弁明請求書の提出があったため、弁明の機会を付与した。

第 11 回審査会　令和８年７月１４日（火）
・審査結論について協議を行ったが、再度、審査対象議員に対し事情聴取を行う必要があると決定した。

第 12 回審査会　令和８年７月３１日（金）
・審査請求に係る審査対象議員を再度招致し、事実確認のための事情聴取を行った。（福議第６４８号関係）

第 13 回審査会　令和８年８月１０日（月）
・審査請求に係る関係者として、渡邊副市長を招致し、経緯説明を求めることを決定した。

第 14 回審査会　令和８年８月２４日（月）
・審査請求に係る関係者（渡邊副市長）からの経緯説明後、事情聴取を行った。

第 15 回審査会　令和８年９月１８日（金）
・これまでの過程を踏まえ、各委員から結論に向けた意見を述べた後、次回審査会において審査結果の協議を行うことを決定した。

第 16 回審査会　令和８年１０月１日（木）
・政治倫理基準に違反する行為の存否について、各委員に最終見解を求めた。また、

各委員からの見解を踏まえ、次回審査会において審査結果報告書（案）を示すことを決定した。

第17回審査会　令和８年１０月８日（木）

・前回の各委員の見解を踏まえ、審査結果報告の案を協議し、協議結果を反映させた審査結果報告書をもって議長に報告することを決定した。

３　審査の結果及び意見

本審査会は、全１７回にわたり、審査対象議員、審査請求に係る関係者、有識者（大学教授・弁護士）からの聴取等を行い、「倫理条例の政治倫理基準」に違反する行為の存否について審査を行った。

その結果、本審査会において、全委員（委員長を除く８名）の意見は、以下のとおり分れた。よって、両論を併記する。

●政治倫理基準に違反するとする意見【４名】

アンケートの回答者を特定しないという前提やルールがある中で、特定の職員を訪れて事情を質す行為は、その職員を疑っているからこその行動である。いかなる動機や経緯があったとしても、議員が個別の職員を直接追及するような対応は、組織の指揮命令系統やルールをかえりみない不当な圧力に他ならない。よって、条例第５条第８号及び第１０号に違反し、措置として文書による厳重注意が妥当である。

●政治倫理基準に違反しないとする意見【４名】

問題の発端は実際の発言と異なるアンケートの記述であり、職員及び自身の権利を守るためのやむを得ない面談であった。職員本人からも威圧的だったとの認識は示されておらず、議会側の公開手順にも問題がある中で、審査対象議員のみに措置を講じるのは公平性に欠く。よって、政治倫理基準違反には該当しない。

上記の結果により可否同数となったため、条例第１１条第５項の規定により、委員長の裁決により以下のとおり決した。

審査結果

福知山市議会議員政治倫理条例第５条に掲げる政治倫理基準第８号及び第１０号に違反するものと判断する。

また、同条例第１４条の規定に基づく措置は、同条第１号の「文書による厳重注意」が妥当とする意見を付す。

上記の判断理由

審査対象議員は、回答者探しを行った理由として「事実の改ざんがあったために、自身の名誉毀損に対する権利回復の準備作業及び職員を更生に導くための行為であった」と主張し、議員間の「回答者探しをしない」という申し合わせは政治的慣行に過ぎず、刑法上の被害者保護の権利を制限する法的拘束力はないと主張した。

違反とする側の委員は、回答者を特定しようとする行為は特定の職員を疑っているからこその行動であり、議会のルールがある中で特定の職員のところへ行き事情を質す行為は、組織ルールをかえりみない不当圧力・ハラスメントに該当するとの見解を示し、条例第５条第８号及び第１０号に該当し、措置として文書による厳重注意が妥当としている。

これに対し、違反はないとする側の委員は、証拠がないまま審査が進められてきた運用に問題があり、職員と自身の権利を守るためのやむを得ない面談であり、威圧的な対応も確認されていないとの見解を示し、政治倫理基準には違反しないとしている。

招致した有識者（大学教授・弁護士）からは「司法の判断と条例による政治倫理の審査は完全に切り分けて議論すべきである」との一貫した見解が示され、いかなる個人的な動機があるにせよ、「回答者探しをしない」という議会内部で決定したルールを反故にする行為は議会全体の信用を失墜させるもので、政治倫理上、律せられるべきであると指摘された。また、有識者（大学教授）は「外形的にはハラスメントの可能性が高い」とし、有識者（弁護士）は「全議員合意のルールを無視した個別の職員追及は、不当な圧力・ハラスメントに該当する条例違反である」との見解を述べられた。

以上の点に鑑み、対象議員がアンケート回答者であると疑いを持った職員に対して個別の追及を行った事実をもって、本行為は条例第５条第８号及び第１０号に抵触すると判断し、条例第１４条の規定により「文書による厳重注意」の措置が妥当とするものである。

（参考）福知山市議会議員政治倫理条例

第５条　議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（８）市の職員又は指定法人等の職員に対し、嫌がらせ、恫喝、強要その他の行為をし、その公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

（10）市の職員若しくは指定法人等の職員又は議員にセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメントその他のハラスメント及び誹謗中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。

第 11 条　審査会は、議長から審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の有無について審査する。

５　審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第 14 条　審査会は、審査を終了したときは、議長に対し、速やかにその審査の結果に意見を付して報告しなければならない。この場合において、政治倫理基準に違反する行為がある

と認めるときは、当該報告に次の各号のいずれかの措置を講ずるよう意見を付さなければならない。

（１）文書による厳重注意

（２）議会内での役職の辞任勧告

（３）議員の辞職勧告

（４）その他必要と認める措置